

平成23年第3回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成23年9月30日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第34号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第36号議案 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
第37号議案 蒲郡市幸田町衛生組合規約の一部変更について
第38号議案 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）
第39号議案 財産の取得について（コミュニティバス）
第40号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第41号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成22年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定について
陳情第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書
陳情第4号 議場に国旗町旗掲揚を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄 弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総 務 部 長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦 護君
参 事	中山 豊君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局長	長谷寿美夫君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消 防 長	近藤 弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君	監 査 委 員	羽根渕保博君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
た。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、御報告を申し上げます。

9月12日の議案質疑と9月12日の決算特別委員会において要求のありました資料と台風12号及び15号の災害発生状況等の資料の2点を、本日、お手元にお配りをいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 酒向弘康君、9番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第34号議案から認定議案第10号までの24件と陳情第3号、陳情第4号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 総務委員会審査報告書の朗読をもって報告といたします。

平成23年9月30日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成23年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第34号 幸田町税条例等の一部改正について。県下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 幸田町都市計画税条例の一部改正について。県下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について。相見駅の開業に伴い整備する自由通路の設置及び管理に関し、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 財産の取得について（コミュニティバス）。コミュニティバスの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款（20項を除く）、第2条。第1条歳入全部6,357万7,000円追加、歳出15款総務費（20項を除く）409万円追加、第2条地方債補正。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出654万6,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第4号 議場に国旗町旗掲揚を求める陳情書。国旗町旗を大切にすることを実現するため、議場に掲揚することを求める陳情。可否同数のため、委員長採決をもって採択すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

平成23年9月30日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成23年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第37号 蒲郡市幸田町衛生組合規約の一部変更について。蒲郡市斎場の更新に伴い、建設及び維持管理並びにこれに附帯する事務を蒲郡市及び幸田町の共同事業として処理する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）。舗装新設工事第23-2工区の施工に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出25款・35款・45款・60款。第1条歳出25款衛生費1,460万円追加、35款農林水産業費668万6,000円追加、45款土木費1,312万6,000円追加、60款災害復旧費450万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出220万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出1,451万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入30款繰入金1,086万6,000円減額、32款繰越金1,086万6,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野 千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成23年9月30日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成23年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第40号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出15款（20項）・20款。第1条歳出 15款総務費（20項）50万円追加、20款民生費2,007万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出591万5,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出58万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条歳入歳出2,520万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 水野 千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成23年9月30日

議長 池田久男様

委員長 大嶽 弘

平成23年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額13億4,359万3,998円、歳出総額12億9,978万5,695円、差引額9億4,380万8,303円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成22年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億3,947万9,395円、歳出総額2億3,293万2,338円、差引額654万7,057円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額28億5,113万9,319円、歳出総額28億86万7,129円、差引額5,027万2,190円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額198万8,263円、歳出総額198万8,263円、差引額0円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億3,849万6,311円、歳出総額2億3,791万3,271円、差引額58万3,040円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額12億3,084万1,012円、歳出総額12億583万3,161円、差引額2,500万7,851円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額4億8,126万421円、歳出総額4億6,753万3,874円、差引額1,372万6,547円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億9,966万2,940円、歳出総額3億9,183万2,661円、差引額783万279円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額6億5,030万4,041円、歳出総額6億3,943万6,627円、差引額1,086万7,414円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定について。収益的収入6億5,768万8,764円、収益的支出6億1,916万559円、資本的収入1億6,418万6,969円、資本的支出5億3,497万865円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

[15番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 陳情第4号についてお尋ねをいたします。

当委員会では、可否同数ということで、委員長採決をもって採択ということになっておりますけれども、この可否同数に至るまでの経過について説明をいただきたい。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 採決のところで、賛成2、反対2、先ほど言われました賛否同数ということでありまして、幸田町議会委員会条例第154号第1項の規定により、委員長採決といたしました。委員長は採択といたしまして、採択すべきものとなりました。

以上であります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） その審議の過程についてお尋ねするものであります。

同時に、委員長としての立場ということについて、その可否同数の場合、委員長の立場も問われるわけでございますけれども、その立場についてどう判断されたのか、十分御承知の上でされたというふうに思いますが、その点では、委員長の立場はどうであったのか、後から振り返っていかがでしょうかということでありまして、どうでしょうか。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 審議の内容であります。不採択理由、反対であります。なぜ議場に必要なのか理由が定かではない、あるいは国旗・町旗を掲揚されなかったら、陳情の中身にありますように、町民の福祉増進を心がけていないということにつながってしまうのではないかと、あるいは議場はさまざまな意見を持つ人たちが大いに議論する場であって、白紙の場であるべきだという反対の意見、もう一つは、国旗に対する考え方、掲揚することは、非常によいことであるが、過去、議会で討論されたこともないため、議会でもう少し議論が必要だということ、それと町旗を掲げる理由の町民の福利厚生を図る施策をとるところの文章の部分は、福利厚生だけではなく、町旗にはもっと深く幅広い意味があるんだということで、時期尚早であり不採択とするという意見。

賛成の中には、国旗・町旗に対していろいろな意見があっても当然であるということで、掲げることによって心が引き締まるし、議場に掲げられても何の支障も弊害もないということ、あるいは国旗・町旗を掲げることで緊張感が生まれ、大きくは日本、それから幸田町の将来についての思いを持つことができる効果がある。さらには、国旗・町旗が今までなぜなかったか、不思議である。国旗は過去の不幸な戦争を思い出す負の感情を持つ人があるかと思うが、なでしこジャパンの活躍を見ても明らかのように、外国において日本の国の存在を示すものは国旗である。それから、もう一つは、三河の地域の多くの議会で掲揚もされているというのが採択理由の一つだといったような意見でございました。

それから、同数になった場合であります。委員長採決ということになります。現状維持の原則等々ございますが、ここは私の採択ということで進めさせていただきます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろんな意見が出ているようでございますけれども、議場に「日の丸」を掲げることによって緊張感が生まれる、そういうような形が意見の中にもございましたけれども、しかしながらこの「日の丸」を掲揚するということについては、過

去の戦争の、あの悲惨な思い、いろんな思いがあるわけであります。

確かに、「日の丸」が国旗として法律に定められてまいりましたけれども、しかしながら今のこの現状の中ではさまざまな思いがある中で、わざわざ議場に掲げなくても、これはやはりいろんな思い、その中で活発な議論を交わしながら、そしてその中で町民に対してよりよい行政を行う、そのことは何ら掲げなくても必要はないというふうに思うわけであります。

また、役場庁舎の前には、これも日の丸や、そして町旗等も掲げながらあらわしているわけでありまして、庁舎内に、また議場に掲げる必要性はないというふうに思うわけでございます。

そうした点で、私はこの問題は後々まで議論を重ねながら、そしてやはり納得のいく中でやっていくべきではないかというふうに思うわけであります。

そうした意味におきましては、十分審議を尽くしながら、そしてその全員の思いの中でやっていくべきではないかというふうに思いますが、その点については、継続審議、こういう形の中では行かれなかったのかということでございます。なぜ、結論を急いだのかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 審議の中では、そのような話、あるいは審議はされなかったということでございます。

○議長（池田久男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案24件と陳情2件について、討論に入ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時41分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件につき、順次、討論をするものでありますが、決算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案番号34 幸田町税条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加をするものであります。

提案理由は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るために必要があるからだとしております。そのような提案理由であるならば、なぜ第2条や第4条で証券優遇税制の延長をさらに2年間行うのか、現下の厳しい経済状況だとの認識であれば、証券優遇税制の延長などを選択する理由は全くないものであります。まさに、延長すべきでない項目であります。

証券優遇税制を十二分に活用できる層、まさに富裕層や大資産家であります。欧米では、富裕層や大資産家、大企業のトップが、財政危機の打開のために我々に課税せよ、増税せよと声を上げております。

世界最大の投資持ち株会社の最高責任者は、「ニューヨーク・タイムズ」に原稿を寄せて、これまでの行き過ぎた資産家減税に増税をと提案をし、これに呼応して、企業家や投資家が景気浮揚のため最高税率を引き上げよと、指示を表明しているところでもございます。

また、フランスのエールフランスの会長らフランスの大企業トップ16人も、我々に課税せよとアピールを發表し、ドイツでは、資産家50人のグループは最富裕層に2年間の課税強化で約10兆5,000億円の税収増が見込めると、このような提案もしているところでもあります。

こうした提案が相次ぐ背景には、福祉予算の削減や庶民増税など緊縮策では財政危機を打開できないという危機感があるからであります。

アメリカのオバマ大統領は、4,470億ドル、約35兆円に上る雇用対策の財源を大企業、資産家、富裕層への課税強化で賄う考え方を表明もしているところでもあります。

一方、日本では、経団連が税制改正に関する提言で、東日本大震災復興財源は、消費税増税を充てることを求めて、法人税減税の実施を求めております。

欧米の大企業のトップなどが我々に増税をと、繁栄を分かち合おうと提案をし、表明をしております。一方、日本経団連は、我々に減税を、庶民には増税をと求めているものであります。

さらに、政府税調は、所得増税を臨時と言いながら、10年間も続けるといたしております。税と社会保障の一体改革の議論では、民主・自民・公明の代表者らは、消費税増税の大合唱であります。

このように、この税条例の一部改正は、証券優遇税制の延長が富裕層や大資産家のさらなる富の集積を目指すものであり、提案理由の現下の厳しい経済状況に呼応して税制

の整備を図るために必要があるからなどという理由は、似て非なりというものであり、とても賛成できる筋合いのものではないということを主張するものであります。

次に、認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定であります。

何よりもまず第1は、個人町民税が前年度比で3億5,152万円、14.6%も落ち込んでいることでもあります。このことは、町民の暮らしが、収入が日々厳しくなっていることを物語るものであります。町民の置かれている生活の厳しさに思いをはす行政であるならば、まず第1に、暮らしを支える、支援をする施策を展開をすることです。

地方自治法第1条の2は、地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすることを規定をいたしておりますように、その中心にしっかり位置づけた施策の展開が求められているものであります。

歳入歳出、順を追って討論をしてみたいです。

個人町民税の決算年度の収入未済額は1億5,029万円、この額の大半は翌年度に繰越額となっていくものであります。個人町民税決算額の7.12%を占めております。5年前の2006年度の収入未済額は6,609万円であり、3.54%でございました。比率では2.01倍、金額では8,420万円ふえて、2.3倍も増加していることは、町民の暮らしの厳しさを物語るものでございます。

一方、法人町民税は、2億9,000万円余りの決算額であります。法人税には、欠損繰越控除制度、欠損金通算制度が適用をされ、過年度の欠損がなくなるまで、当年度利益から差し引くことができる決算方法が適用されて、実質的な優遇措置がございします。資本金10億円以上の大企業に地方税法で定めている適正課税14.7%の税率で適正課税を実施をすべきであります。大企業には、さまざまな税法上の優遇措置がされております。大企業の社会的責任を求めるためにも、適正課税を実施をし、財源の確保をすべきであります。

都市計画税は、さまざまな税法上の矛盾を持つ税制でございします。固定資産税と同じ課税標準で課税をし、都市計画税は目的税だといたしてありますが、実質的には、固定資産税と性格を同じくするものであります。固定資産税の補完的な税であり、財源確保が目的の税を市街化区域に課税をするものであります。全国の自治体で都市計画区域を持つ自治体の中で都市計画税を課税している自治体は、30%程度でございします。計画的に都市計画税を廃止をすべきであります。

町税の滞納額は2億3,926万円、町税決算額の3.2%を占めております。年々、その比率と額をふやし続けております。まず、滞納処分、差し押さえありきの対応ではなく、減免制度の拡充・拡大を図るべきであります。

保育料の第2子・第3子減免を、その子が卒園するまでの減免の対象にすべきであります。さらに、私的契約児はその対象外とする、その差別的な扱いを改めて、減免の対象にすべきでございします。

駐車場使用料の時間利用者のうちで半分は料金を支払わぬ利用者などとする町長答弁は、まさにはったりとこけおどし、町民不信のあらわれであります。さらに、町長の人間性をよく示す答弁でもございします。

土木管理手数料、官民会協議手数料は、近隣市町にない住民負担の手数料であります。近隣市町との均衡を名目に、理由なき公共料金3,700万円を値上げをし、住民に負担を押しつける。その一方で、近隣市町にない手数料、近隣市町との均衡を欠く手数料は温存をするものであります。直ちに廃止をすべきであります。

愛知県市町村振興協会、つまり宝くじの寺銭運用協会の交付金は、わずかに2,070万円であります。寺銭協会の基金会計には、437億円もの基金が積み立てられ、その一部を市町村に貸し付けて、その利息3億4,000万円余りを稼ぐというあこぎな商法をしているところでもございます。財政難にあえぐ市町村にひもつきでない交付金を思い切って増額をするのが、振興協会の振興協会たる協会設立の趣旨に沿うものであります。基金運用を抜本的に改める働きかけで、県下市町村が足並みをそろえ、協力するために、町長は働きかけを強めるべきであります。

都市施設整備基金から約5億5,000万円の繰り入れは、住民合意も得ていないJR新駅設置を強行するための財源であります。さらに、起債・借金を1億5,600万円注ぎ込んでの強行であります。

その1億5,600万円の起債の借入先は、寺銭運用協会からであります。その金利は年0.6%と、お手元の資料にもありますように、高金利、高利貸し協会に手をかす借り入れであります。

地方自治法第210条は、総計予算主義の原則で、すべて見込める財源は、歳入歳出予算に計上をするものとしております。しかし、この決算では、予算現額と収入済額との差が1億8,000万円余り、町税の2.5%を占める額に達しているものであります。議会の議決を経ないで予算が執行されたということであり、予算管理で、財政運営に問題を持っていることを、この額からも示すことができると思います。

さらに、実質収支額は、過去5年間で最高の8億8,669万円、町税決算額の約12%を占めるという異常な財政運営・財政管理の実態をここでも示しております。

決算年度の財政力指数は1.15、財政調整基金は38億807万円で、町税決算額は51.2%を占め、比較的自由に使える土地開発基金と都市施設整備基金を合わせれば58億5,146万円、町税決算額の78.74%に達するのが基金残高であります。ため込みをしている額であります。

このように、豊かな財政力と財源が日々の暮らし向きが厳しさを増す町民の暮らしを支えることもなく、基金へのため込みとJR新駅設置と周辺整備につぎ込んできたものであります。

次に、歳出に移ります。

大須賀町長になってから、人としての当たり前のあいさつが忘れ去られてきております。町長就任時は、町長は「町民はお客様」、この言葉を言われましたし、私もよく聞いてまいりました。最近はその言葉もなく、目が合えば目をそむける、知らん顔をす、おはよう、こんにちはの声が聞かれない。町長流に申し上げれば、心寂しく残念ということであり、これも、町長のなせる技なのかと、こういう疑問もわいてくるものであります。職員研修以前の人と人とのつながり、きずなではないでしょうか。

職員研修は、接遇研修は当然のことではありますが、実務研修、管理者の管理能力研修

が、現場の実態を見ずに、形ばかり行われていることであります。業者に見積もりを依頼するとき、職員みずからが参考図書などで積算するものではなくて、業者に丸投げをし、業者から提出された見積書を点検もせず、そのまま複数の業者に見積もりを依頼をし、とっていき、まさに職員の事務事業の能力・力量を高めることではなくて、片づけ仕事のやり方は、業者依存と癒着を生む構造のあらわれであります。職員の職務に対する能力・力量を高める研修を旺盛に実施をすべきであります。

高齢化の進展と高齢者のみの世帯、ひとり暮らし世帯がふえている中で、行政区の、いわゆるお役に出るのが苦痛になっている事例がふえてまいっております。お役に出なければ罰金だとか、出不足金が徴収をされております。

地域には、それぞれの事情はありましよう。しかし、全町が一緒の足並みで高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯はお役を免除するなど、経済的負担や精神的負担を解消するように区長会で検討をされることを提起をするものであります。

新駅設置期成同盟会助成金40万円の執行は、税金の無駄遣い、無頓着、無神経を象徴する支出であります。決算年度の6月5日に新駅西広場で新駅新設工事起工式が行われました。新駅設置を求める同盟会の目的を達成した決算年度で、この40万円の助成金の支出は、税金の無駄遣い、無頓着の最たるものであります。今年度は、助成金20万円が計上をされておりますが、現在、未執行とのことであります。執行をされるべきでないことを求めておきます。

公共用地の地目の不一致は、すぐにでも解消できるものであります。借地行政を改める取り組みがされてこなかったのが、この決算年度の特徴の一つでもございます。前年度の借地面積は14万9,448平方メートルからわずかに50平方メートル減ったのみで、借地料は64万5,000円減少したのみであります。引き続き、14万9,389平方メートルが借地として残されて、年間5,437万3,000円の借地料を支払い続けていくというものであります。現金を減らすこともせず、利息だけを支払い続ける行政が、住民に向かっては行革だ、事業仕分けだ、住民間の負担の公平などというへ理屈を並べても、理由なき負担として3,700万円を求めた行政とは、一体どんな行政なのかということでもあります。遊休町有地の有効活用は、関係地元と真摯な態度で協議を重ねることを提起するものであります。

介護予防生活支援事業の紙おむつ券支給事業で、税金の無駄遣い無頓着・無関心、改善提起にも向き合おうとせず、へ理屈を並べ立てて防戦するかごときの姿勢を厳しく指摘をするものであります。

紙おむつ支給券は、2,000円券で2,000円以下の商品を購入しても、おつりは出てまいりません。大人用の紙おむつ1袋は1,680円ですが、320円のおつりはもらえず、販売業者の不当利得と指摘できるようなもうけになっていいのかどうなのか。おつり320円に相当する赤ちゃんのおしりふき1袋298円を支給券の対象商品に加えれば、その差額は320円から22円と、不当利得と指摘がされるような金額は少なくなつてまいります。対象商品をふやすこと、支給券を福祉タクシー券の改善の例に倣って、200円券、500円券、1,000円券と使い勝手のいいように改善をすべきであります。福祉タクシー券がそうでありましたように、金券の細分化で使い勝手がよ

くなり、利用件数がふえたことから、学ぶべきであります。

さらに、軽度生活支援事業は、利用者が少ないとはいえ、高齢者や障害者のみの世帯では大変喜ばれている支援事業であります。今年度から利用料の上限を5万円に設定をしたことは、余りにも冷たい仕打ちであります。上限額を設定する一方で、紙おむつ支給券は販売業者の不当利得だと言えるようなことが指摘されても、その改善は見て見ぬふりをする、全く理解しがたい行政姿勢、その実態であります。生活支援事業は、従来どおり、上限を設けずに予算を増額して対応すべきであります。

5歳児健診の実施をなぜ実施をされないのですか。発育に見合った健診の実施は、障害の早期発見に有効であることは既に検証済みであります。実施した上で、その効果などを検証すべきであります。

妊婦健診14回実施は、妊婦の期待にこたえるものであります。民主党政権は、国庫補助は14回実施のための呼び水にすぎないとして、補助金削減でございますが、引き続き14回を公費で負担をし、継続すべき事業でございます。

太陽光発電設置費補助事業は、東京電力、福島原発事故以来、急速に国民の関心が高まり、自然エネルギー、再生エネルギーへの活用で、電力を確保する取り組みを支援をすべきであります。

現在、1キロワット当たり4万円、4キロワットが上限で16万円の補助限度額でございますが、安城市なみに1キロワット7万円で6キロワットまでの上限で42万円の補助金になっております。安城市並みに引き上げ、支援をすべきであります。

決算年度中に岡崎市中心クリーンセンター建設が完了をし、昨年11月10日に新焼却炉に火入れをし、本格稼働をいたしております。建設費負担で、幸田町は岡崎市と共同事業に参画をし、対等・平等の関係で運営に参入をしていくということであります。

私は早くから政策を提起をし、当時の町長に提言もし、町長も対等・平等の関係で共同事業で参画していく旨の答弁もされておるところであります。岡崎市との協議が進められておりますが、対等・平等の関係にはなく、いわれなき負担が幸田町に求められている実態がございます。建設費負担の負担率は約16%、建設負担金は約19億円あります。さらに、維持管理に関する経費負担でも、ごみ搬入量で協議数量制が残されて、過去のペナルティー料金の押しつけが清算をされていないのも、不透明な要因の一つでございます。建設費負担も、経常費負担も、人口比、搬入量比を基礎にして協議をすべきであります。

自治体間の関係は、対等・平等が原則でございます。町長の答弁にある「岡崎市と対等とは思っていない」、こういう姿勢は、まさに外はばかりの内弁慶であります。貫くべき原則は明らかであります。原則を貫かずに、住民にその負担を押しつけるやり方は、納得も理解もできるものではございません。

木造住宅の耐震改修補助金90万円をせめて120万円に引き上げて、改修促進を後押しをすべきであります。住宅リフォーム助成事業を創設をし、地元経済と地元業者の活性化を支援をする施策を展開をすべきであります。

消防職員を計画的に増員をし、安全・安心のまちづくりのかなめとなる消防力の充実を図るべきであります。消防力基準の人員は、幸田町にあっては94名であります。

実人員は48名、51%の充足率でございます。充足率をさらに計画的に、大幅に引き上げていくべきであります。

水による火災消火は、水圧による新たな損害を生み出してもいます。泡消火材の威力・効果なども実証をされてきております。消防車17台分の1台に相当する消火能力・威力を上げているものでもございます。計画的に備蓄量をふやすとともに、火災時に実用使用すべきでございます。

防災備蓄倉庫は、中央小学校の設置で6小学校に設置が完了をいたします。引き続き、避難場所に指定をされている3中学校にも防災備蓄倉庫の設置を早急に進めるべきであります。

小・中学校の修学旅行報償費は、リーマンショックで1人500円削減をしたまま、今日までその復元がされておられません。復元に要する予算は95万円であります。

一方、中学生海外研修は、翌年度には復元をさせて、決算年度では12名、1人27万2,500円、総額362万9,000円であります。次年度には、修学旅行費報償金削減を復元すべきであります。

他市町にない報償費だからとしておりますが、他市町に誇れる我が町の子育て支援施策であります。他市町に胸を張って主張ができることの施策でもございます。早急に復元をすべきであります。

熱中症対策で、中学校のすべての教室に扇風機設置がされました。残された6小学校のすべての教室に扇風機設置を急ぐべきであります。

ハピネス・ヒル・幸田の4施設は、文化振興協会を指定管理者として管理委託をいたしております。その決算でも指摘をいたしましたように、いわゆる埋蔵金1億4,000万円は、その解決で全く手がつけられておられません。幸田町と文化振興協会が協議をするという内部協定がございますので、早急に協議し、町長答弁にありますように、文化振興に役立てるのがその目的でありますので、次年度の決算で指摘をされないように、また監査委員におかれましても埋蔵金の指摘がされないように、適切な監査を求めるものであります。

文化振興協会が管理をする4施設、町民会館、町民プール、図書館、野外施設の決算年度での工事、修繕件数、これは1件50万円以下でございますが、その件数は94件、642万円余りであります。前年度の21年度の決算では、108件、1,216万円余りであります。1件50万円を超えるものは、町が負担をするという取り決めでございます。1件50万円以下の工事や修繕の金額、この金額の上限は決めてございません。町民会館などのオープンは、1954年、平成7年、既に16年が経過する施設でございます。経年劣化などで施設管理は、今後、ふえ続けてまいります。早期の修繕や小規模工事もふえてまいります。こうした状況にあるハピネス・ヒル・幸田の1件50万円以下の工事や修繕は、その総額を上限をして決めるべきでございます。

5年間の指定管理委託料は17億3,800万円から16億円へと1億3,800万円の削減をしたものであります。1件50万円以下なら、青天井の負担だというものを改めて、年間300万円を超えた額は町が負担をするように改めるべきでございます。

以上、歳入歳出を順を追って、その概略を討論をしてまいりましたが、総括的に指摘

できることは、水道会計を除く会計の借金残高は152億8,562万円。その元利返済は、すべて一般会計による実質的な負担で賄っておりますから、17億8,289万円がその元利負担でございます。町税決算額の24%にも達します。

その一方で、実質収支額、翌年度繰越額が、過去5年間の最高額にある8億8,669万円であります。さらに、この決算年度で財政調整基金は37億円から38億円へと積み増しをしておりますから、町民が納めた税金の37%、27億5,000万円が暮らしを支援することもなく、新駅設置と借金の支払い、過去最高の翌年度繰越額を出すという財政運営の決算であり、とても賛成できるものではございません。

次に、認定第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、2件を一括して討論をまいります。

いずれの会計も、受益者負担金・分担金を徴収して財源とする事業会計であります。そもそも下水道事業や集落排水事業の受益者負担とは一体何なのか、こういうことであります。

下水道事業などの整備は、憲法第25条で、「すべての国民は健康的で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」、この規定を具現化したものであり、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」といたしております。下水道事業の実現は、国民の権利であり、その整備は国の義務であると規定をしているものであります。その事業の実現には、租税で賄うべき性格のものであって、そこに特別な受益などが存在していないことは明らかであります。

受益者負担金は、特別な受益がありと認められる受益の限度に対する負担であります。下水道事業で実現をする受益が特別な受益であるかどうか、それは特別な受益ではなくて、事業が生み出す、ごく一般的な受益にすぎないものであります。しかも、その受益は、土地の評価額に関係なく、土地面積に一律に付加し、徴収するものであります。滞納すれば、国税滞納処分の例によって強制徴収をされるのが受益者負担金であります。

下水道事業は、必須の生活手段であり、公共施設であります。全町下水道化政策のもとで進められている事業は、特別な地域に特別な利便性をもたらすものではなくて、より広範囲に高度の公共性を有しているものであります。その費用は、国・地方公共団体が租税で賄うべきもので、住民に受益者負担を課すものではないということであります。

さらに、下水道や集落排水を利用することによって、使用料が別に徴収をされております。その使用料には、自民党の公約違反の税制、消費税が転嫁をされて、民主党政権のもとで4年間は上げませんとするマニフェストの見直しを民主・自民・公明の3党で合意をし、ほごにする、そして税と社会保障の一体改革などと称して、東日本大震災の復興財源にするなど、消費税増税をたくらんでいる今日、公約違反の消費税を料金に転嫁をすべきではございません。

次に、認定第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業の会計処理は、極めて異常で特殊な会計処理をいたしております。民間企業の企業会計と似て非となる処理の仕方をしてしております。その本質は、収益勘定、3条予算と資本勘定、4条予算の混同であります。容易に会計赤字を生み出す仕組みで、

その赤字を住民負担によって賄い、帳じり合わせをするという会計処理方法がされております。貸借対照表で資本の部として計上されている資本金を借入資本金として計上している企業債、将来の支払い義務のある企業債が負債ではなくて資本とされていることでもあります。これは、固定負債として整理をすべき内容であります。

第2は、工事負担金であります。工事負担金は、剰余金のうち資本剰余金として処理をされております。それは、資本の一部とすることで、借方の資産の部の資産を、その原価を加算をする、ふやすこと、つまりコストをふやして計上することでもあります。

貸方で工事負担金を資本剰余金として処理をすれば、それに見合う費用を借方、資産の部でふやす、つまりバランスをとるということでもあります。その方法は、減価償却費を増額して計上する方法で会計処理をいたしております。

資産の部で減価償却費が増額をするということは、工事の負担金を通して資産原価をふやし、水道の給水を受け、その給水を受けた水道には、水道料金を支払います。つまり、同じ単価でありながら二重の負担をする仕組みが、この水道会計にはあるということでもあります。

水道事業は、公的独占による事業であり、そのための公的責任、行政責任、つまり公費負担と受益者負担との関係を明確にし、公共的・効率的運営のあり方が問われているものであります。

県水に100%依存している幸田町にあって、県水道の責任受水制の押しつけは、過酷なものであります。1年を通して1日の最大使用料を日最大受水量として1年365日続くものとして受水契約をさせる。さらに、1日1人200リットルを基本承認水量として、これを超える水量を超過料金として課す基本承認水量制は、その基本水量を280リットルに改めるべきであります。

このような責任受水制によって、決算年度では使わぬ水に1,611万円の空料金の支払いが迫られたものであります。使用した水量にだけ料金を払う使用水量料金制に改めるべきであります。

集合住宅などで使われている受水槽10立方メートル以下の受水槽の清掃点検、水質検査が義務づけられていないことで、正常にして安全な水道水給水に問題を残しております。

十分ではございませんが、決算年度から1万2,000円を限度に補助制度を、私の提案で実現をしていただきました。補助金を活用をした清掃点検の実施、その状況は、96カ所中56カ所で、これは58%に相当しますが、水質検査は40カ所で、41.6%、補助金の申請は19%、こういう実態は、受水槽設置者責任が問われると同時に、正常にして安全な水道水を蛇口まで届ける水道事業者の責務が問われるものでもございます。一層の取り組みの強化を求めるものであります。

水道料金には、自民党の公約違反の消費税を転嫁をしております。消費税転嫁の中止を重ねて求めて、当局が提案をした議案に対する討論といたします。

次に、陳情第4号 議場に国旗町旗掲揚を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。委員長報告に反対をするとともに、陳情に反対する立場から、討論をしてまいります。

総務委員会での採決は、2対2の可否同数であります。可否同数の場合、委員長は採決に参加できてまいります。採決の態度は、現状維持の原則であります。

現状維持の原則とは、議員必携で述べられておりますように、現状を変えることに賛成する者が半数を超えていない場合、つまり可否同数の場合を言いますが、半数を超えていない場合は、現状を維持することが望ましい、こういうのが現状維持の考え方です。

つまり、委員長が可否同数となった場合、とるべきその態度は、現状維持をすること。つまり、現に幸田町議会議場には国旗・町旗は掲揚されていないことが現状でありますから、この現状を維持すること、これが委員長としてのとるべき態度であります。

陳情の要旨やその理由で、国旗・町旗を掲揚することは、有権者の負託にこたえて議事を進めることだと、こういうふうに記してございます。議場に掲揚をしなければ有権者にこたえていないということでもございます。

さらに、国旗掲揚は、日本に生まれた喜びをあらゆる象徴的な行為だと断定をし、一人一人の心の中まで踏み込んでいることでもあります。

さらに、議場に町旗を掲揚することは、町民の福利厚生を図る施策を常に心がけている姿を内外に示すことだとも断定していることでもあります。まさに、初めに掲揚ありきで、掲揚すれば有権者の負託にこたえ、常に町民の福利厚生に心がけているという主客転倒した理由と断定であります。

総務委員会での審議で、国旗への思いは十人十色だと、十人十色であればとしながらも、議場に国旗を、町旗を掲揚することで、一層の緊張感が生まれるとの意見もございました。現在は掲揚がされておられませんから、緊張感もなく、居眠りもたびたびするというところでございましょうか。国旗に対する思いは、まさに十人十色であります。

この陳情には、国旗を議場に掲揚しなければならない、こういう理由は一切書かれておりません。国旗国歌法は、掲揚について何ら規定もしていないものであります。

さらに、時の総理は、国会答弁で「掲揚を強制するものではない」、このように答弁もされておるところでございます。

この陳情は、掲揚することが有権者の負託にこたえ、町民の福利厚生の施策を常に心がけている姿を内外に示すものだと、まさに強制しているものであります。これは、国旗に対する国民・町民の間にあるさまざまな感情を無視をして、一方的に押しつけるものであります。

議場は、まさにさまざまな意見を持った者が意見を交わし、議論をする場でございます。自由な議論をする場でもあります。議場は白紙の場がふさわしい、こういうものでもございます。国旗を掲揚しなければならない必然性は全くないどころか、さまざまな考え、心情の持主が議論をする場として、掲揚しないことが最もふさわしいものであります。

さらに、総務委員会では、さきの大戦のことが語られましたが、1931年、昭和6年の9月18日、当時、満州と呼ばれていた中国東北部の奉天近郊の柳条湖で満州鉄道の線路を日本軍の関東軍が爆破をし、中国のしわざだとでっち上げた満州事変が始まりました。ことしは、その満州事変から80年の節目を迎える年でもございます。満州事変

以来、15年戦争は、アジアの人々、2,000万人を超える人の命を奪い、日本国民の300万人以上の命を奪いました。ナショナリズムあおるシンボルとして、戦争に国民を動員をする旗印とされてきたのが「日の丸」であります。「日の丸」に対して、いわゆる嫌悪感を持つ方もいることは事実であります。

ドイツやイタリアが戦争中の国旗を戦後改めたのに対して、日本ではそうした議論を経ずに、法制化をいたしました。議場という最も思想・信条の自由がとばれなければならない、その場に国旗を掲揚することは、憲法第19条に定める思想及び良心の自由を侵害するものであり、議場に国旗・町旗は掲揚すべきでないことを主張をし、討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時46分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、志賀恒男君。

[3番 志賀恒男君 登壇]

○3番（志賀恒男君） 議案番号認定第1号から認定第10号について、賛成の立場から討論を行います。

平成22年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算についてであります。第9次幸田町行政改革大綱の2年目に当たる年度でもあります。

改革大綱の三つの視点がございますが、その一つに、「将来を見据えた健全な財政運営の推進」というものがございます。事務事業の整理、合理化、住民と行政の役割、再構築、自主財源の確保、それぞれの項目で、平成21年度から積極的に取り組んだ成果が平成22年度決算にも継続をされ、その結果があらわれております。

しかしながら、平成20年に発生をいたしましたアメリカのリーマンショック以降の経済環境の変化・悪化は、町の財政力指数を平成19年をピークにいたしまして、4年連続して低下・悪化しておる原因となっているのは明白でございます。

また、最近の円高と自動車産業などの生産の海外シフトというものは、今後の傾向と見るのが妥当だと思います。

個人所得、法人税、固定資産税など減少する一方の中で、社会福祉費や保健衛生費など増加している。この傾向は、今後も続くものと覚悟しなければなりません。

平成22年度の歳入は、前年比8.2%減の約134億円に対し、歳出は10.1%減の125億円でありました。「入るをはかりて出ざるを制す」ということわざがございます。歳入の減少を上回る歳出削減に努めている姿が今回の決算すべてにあらわれております。

行政の年度決算には、二つの考え方があると思っております。一つは、予算をすべて使い切るという考え方、他方、もう一つは、歳出を抑え、次に備えるということであり

ます。

近年、サステナビリティという言葉をよく耳にいたします。持続可能性という意味があります。人間の活動が将来にわたって持続できるかどうかをあらわす概念であります。

低成長の時代におきましては、町の事業におきましても、持続可能性の担保が大変重要でありました。年度ごとに予算を使い切るのは、事業の持続可能性を危うくする確率が大きであります。

また、近年における災害の特異性や経済環境の激変にも備える必要があります。備えは、次の発展へのいしずえとなる可能性も秘めております。

平成22年度の決算は、質実剛健な予算執行の結果を示すものであり、努力の跡がうかがえるあかしとなっております。

しかしながら、第9次行政改革大綱では、有料広告制度については、広報紙、ホームページ、封筒などに企業広告を有料で掲載する制度を検討し、平成23年度から運用するというふうになっておりますが、残念ながらいまだに実施をされておられません。お金を稼ぐ苦勞、工夫、そういったものは町の職員の教育にも十分役に立つと思われま

す。改革の一環として、事業仕分け、大変重要であります。継続ももちろん重要であります。来年度も実施をするという町長の話もございました。その一方で、既に公表した改革を実行することも大変重要であります。なお、一層の改革努力を行っていただくことを要望として申し添えておきます。

最後に、議員各位におかれましては、平成22年度の決算認定につきまして、十分御理解をいただき、私の賛成意見に賛同くださるようお願いをいたしまして、賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔3番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第36号議案 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について、第38号議案 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）、この二つの議案について、新駅整備事業に係るものであるため、一括して討論をいたします。

2012年春に開業を目指して整備をする内容であります。

JR新駅建設については、多くの住民合意がないままに見切り発車で強行をしてきました。長引く不況の中で、町税収が大きく落ち込む中、新駅建設は中止すべきと反対を貫いてまいりました。

平成20年の工事協定で、新駅設置費用として、新駅約35億円、自由通路約11億円で、合計約46億円を投じてきました。さらに、周辺整備事業としてパークアンドライド駐車場整備500台の設置であります。

新駅を中心としたまちづくりは、住民負担犠牲の上に成り立ってまいりました。大型開発を推進する行政から住民福祉を守る町政を進めるべきと主張をするものであります。

住民には、補助金のカットや使用料・手数料の見直しに、引き上げで負担増を強行をし、新駅整備を聖域として推し進めてきた結果でございます。

自由通路は、ガラス面を多くとった箱型で、山並みを展望できるという豪華な構造で、住民の批判が集中するものであります。

駐車場の整備は、分割発注によるもので、6月議会に引き続き透水性舗装工事一式で完成を目指すというものであります。

新駅周辺開発整備事業は、4億6,300万円が予算化されたものだったのが、全体事業費は9億3,400万円にも上り、まだ次年度に整備費用がつき込まれることも明らかになってきております。

住民犠牲の上に強行されてきた、この二つの議案には反対するものであります。

次に、認定第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

家計に占める国保税の割合が高く、今や国保税が高過ぎるということは、加入者の共通の認識となっております。

決算の資料要求からも明らかなように、所得階層33万円未満の世帯では、総所得に占める国保税の割合は27.9%にも上ります。33万円から40万円が17.1%、40万円から60万円が14.7%、60万円から80万円が13.4%、80万円から100万円が13.1%、100万円から150万円が11.7%と、このように、総所得が上がることによって負担割合は低くなります。低所得者層ほど負担が重く、到底、支払うだけの余裕すらない現状となっております。高過ぎて支払えないために、滞納は毎年増加をし、今決算では2億6,500万円に上っております。

国民健康保険は、日本の人口の3割以上、一番大きな医療保険となっております。幸田町では4,613世帯、8,820人となり、毎年増加をしております。この要因は、退職高齢者が退職に伴い、それまでの健康保険から国保に加入することによります。それだけでなく、リストラや倒産などによる失業者、パートやアルバイトなど非常勤社員の国保加入者もふえてきております。

国保制度は、退職者、無職の人、低所得者の加入が多く、事業主の負担を予定しない制度であり、もともと加入者が支払う保険税だけでは成り立たないものとして制度がつくられております。そのために、国の責任として、国保に対する国庫負担が行われております。ところが、1984年以来、この国庫負担がどんどん削減をされ、さらに三位一体改革として国庫負担が減らされてまいりました。国保財政の半分を占めていた国庫負担が2008年度には24.1%まで切り下げられてまいりました。このため、毎年のように国保税の引き上げが行われ、世帯当たりの保険税負担が増加したのであります。

国の調査でも、平均で所得の8.4%になり、低所得者では1割以上の負担とへとなってきたのであります。高過ぎる国保税の構造的な要因がここにあることは明らかであります。市町村国保も、圧迫をし続けております。国庫負担をふやして、支払える国保税にすべきと主張するものであります。

さらに、滞納者への制裁は、国民の医療を受ける権利を取り上げるものとなっております。今後も、資格者証の発行をせず、差し押さえもすべきではありません。

2011年度は、一般会計からの繰り入れを県下平均並みに実施をいたしました、加入者の所得が減ったからと、所得割の税率アップで国保税の引き上げも強行をしてまいりました。これでは、全く悪循環であります。支払える国保税にするためにも、一般会計からの繰り入れをふやし、また18歳以下の子どもの均等割をなくし、軽減する取り組みを求めるものであります。

国保の広域化に向けて、2010年5月に成立をした改定国保法で全国一律で都道府県単位の広域化を推進しようとしております。保険料の算定方法を法令で定め、都道府県単位の運営主体において一般会計からの繰り入れを行う必要は生じない仕組みをしております。繰り入れをなくせば、医療費の増加が保険料の値上げに直結し、今でも高過ぎる国保税がより一層高くなることは明白であります。

広域化する理由として、厚労省は、安定的な財政運営ができる規模が必要なことだとしております。しかし、一般会計からの繰り入れを除けば、ほとんどの市町村国保が赤字であり、財政難の国保を寄せ集めても財政が改善する見込みはありません。国保広域化が保険料値上げと給付の抑制、そして住民の声が届かない組織運営につながるものであります。このことは、後期高齢者医療制度の広域連合で実証されております。

多くの低所得者が加入する国保は、手厚い国庫負担なしには成立しません。本来、国が負担をしていた50%へと国庫負担を引き上げ、高過ぎる国保税をだれもが払える水準へと引き下げていくことを求めて、反対の立場を明らかにいたします。

次に、認定第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場を明らかにいたします。

老人保健制度を廃止をして、2008年4月から後期高齢者医療制度が始まりました。民主党政権は、この制度の中止・廃止を公約として政権の座に着いたのに、いまだに続行をされ、4年後に先送りをしてしまったのであります。

この制度の問題点は、75歳以上の高齢者をこれまでの老人保健から切り離し、新たな医療保険にすること、保険料は年金から天引きをする、保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療が受けられないようにする、受けられる医療を制限をし、差別する別建て診療報酬を設けるなど、世界に例を見ない年齢の分断医療の差別で、高齢者に高い負担を押しつける制度となっているものであります。

私ども日本共産党は、国会で、制度が始まる前から、これらの問題点を厳しく追求をして、一貫して廃止を求めてまいりました。

民主党政権が検討している新たな制度、高齢者医療制度改革会議で中間取りまとめ案が発表をされましたが、サラリーマンと、その扶養者である高齢者を除き、大多数の高齢者は国保に加入させ、現役世代とは違う別勘定にして、都道府県単位で財政運営をする制度。

(火災警報器作動のため緊急中断)

○議長（池田久男君） ただいま、原案反対の方の発言を中止しましたが、13番、丸山千代子君の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 引き続き、討論を再開してまいります。

民主党政権が新たに示した改革案、これは後期高齢者医療制度の悪い部分を利点と評価をし、負担増と給付抑制の仕組みを温存し、拡大するものであります。

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料を見直します。来年も見直し引き上げが予想されます。2年ごとに保険料が引き上げられる仕組みは、滞納者の増加につながり、幸田町の加入者の滞納は23人です。滞納額は101万5,800円、短期保険証の発行は5人という状況であります。

このように、わずか3年で75歳以上の人への短期保険証の発行が県下でも急増をしております。保険料を納めなければ医療を受けるなどという制裁措置としての資格証明書への切りかえも秒読み段階であります。高齢者から医療を奪ってはなりません。

そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が財政負担をし、高齢者が支払える範囲で十分医療が受けられるようにすべきであります。このことは、ヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高い負担と差別医療を押しつけている国はどこにもありません。差別医療の中止、そして制度の廃止を求め、反対するものであります。

認定第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2000年から始まった介護保険制度は、施行後10年を経ても、保険あって介護なしという言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料・利用料負担に加え、深刻な介護施設不足、実態を反映しない介護認定や、利用限度額によって利用できる介護が制限されることなど、多くの問題が出てきております。

それが、今回の改定介護保険法は、民主・自民・公明・みんなの党の各党の賛成で、6月15日に成立をいたしました。新たな給付抑制をねらうもので、負担あって介護なしがより一層加速するものとなっております。

この改定介護保険法は、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指していますが、要支援者向けに行われている介護保険の訪問・通所サービスを市町村の判断で、介護予防・日常生活支援総合事業に移し、配食や見守りなどと組み合わせて保険給付の対象外にできるとしたもので、介護保険からの給付費を削減をし、国の負担を減らすのがねらいとなっております。

40歳以上の国民が保険料を負担している介護保険は、これまでも公的な介護体制が不十分で、負担あって介護なしと批判をされてきました。介護保険料を支払わせ、要支援と認定しながら支援事業に移し、給付の対象から外すのは、介護が必要な人たちの権利を奪うことにもなるという一層の改悪となっております。

高齢化に伴い公的な介護を求める人はふえております。例えば、特別養護老人ホームに入りたくても入れない待機者は、幸田町では89人に上ります。ところが、国は、施設介護から在宅介護へとシフトをしてきており、目標を達成しないとペナルティーが科せられるなど、高齢者の要求から大きくかけ離れたものになってきております。

高齢になれば、だれでも病気にかかりやすくなり、日常生活が不自由になります。状

態が軽い人への対策を尽くすことは、重度化を防ぎ、認知症や寝たきりなどを予防することになります。症状が軽いからというだけで保険給付の対象から外し、安上がりの事業にゆだねる今回の改定は、介護を予防する上でもあべこべの対策と言うものではないでしょうか。

65歳以上の介護保険料は、3年ごとの見直しで、2012年から2014年度までの第5期の改定の時期を迎えてまいります。現在、3,500円の基準額が国の試算どおりに実施をすると4,200円になり、700円もアップすると予想をされております。基金の取り崩しと財政安定化基金の取り崩しで、保険料の値上げをやめるべきであります。また、保険料段階をふやし、応能負担にすべきであります。

第4期のときに、介護保険料・利用料減免の拡大をしてまいりました。それにもかかわらず、介護保険料軽減は、対象者が99人、介護保険利用者負担軽減は57万3,000円であります。余りにも対象額が少ないものとなっております。充実をすべきであります。第5期介護保険事業計画を策定にするに当たって見直し、保険料・利用料の減免の拡大を求めるものであります。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域で暮らす高齢者を総合的に支える地域の中核であります。専門スタッフの充実のために加配をし、体制を整えるべきであります。高齢者が安心して暮らせる介護制度の充実を求めて、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番、大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 第34号議案 幸田町税条例等の一部改正についてから第47号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで並びに認定第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成22年度幸田町下水道事業会計決算認定についてまでの全議案を賛成の立場から討論に参加します。

平成22年度の町税徴収実績を見ますと、収入済額74億3,169万円でありました。経済不況、円高などにより、平成21年度に比較しますと、5億8,086万円の減収となりました。厳しい財政運営継続の年度でありました。

昨年9月の幸田町決算審査意見書総括意見の指摘事項は、次のように記載されております。取り組み課題としての指摘事項は、少子高齢化格差拡大傾向、若年者失業対策でありました。前年度、新たな課題として、滞納の増徴対策というものが掲載されております。

最初に、この滞納増加対策についての対応でございますが、国保税を除く町税は、不況下の中で調定額及び収入未済額とも減少結果となっております。収入未済額の減少は、今後の滞納繰越分の減少になっていくものであります。そういう点では、滞納整理の努力を評価していきたいと思っております。

また、国保の滞納繰越分の増加は全国的な傾向になっておりますが、本町においても、内容を見ますと、執行停止処理というものも増加しております。この処理は、納税者の

実態調査への取り組みがされた結果、そういう姿勢がうかがわれてまいります。納付相談、滞納整理にまじめに取り組んだ姿勢があったものと評価しております。

今後も、納税者の実情を十分把握の上、事案の見きわめ、適正・公平な執行を期待をいたします。

次に、第2点目、第5次総合計画のまちづくりの基本姿勢、「3駅プラス1」の継承と「選択と集中」ということでございます。

相見駅は、建設資金約40億円でありまして、この原資として積立基金約24億円、国の補助3分の1、不足分は地方債で手当されたと伺っております。

歳入不透明・不安定な中で、国の補助金確保の努力、地方債により単年度の住民福祉低下を招かないように計画的な事業継続、選択と集中で実行力が発揮されたものと評価しております。

また、幸田駅前土地区画整理事業への一般会計からの繰り入れは9,500万円でありましたが、国・県支出金2億4,884万円、地方債1億200万円確保により、事業の推進意欲を評価しております。

なお、平成24年度に向けては、計画に沿った予算確保を要望し、諸課題に対しては、地元関係者への十分な説明や親切な相談体制を期待しておきます。

第3点目が、財政健全化についてであります。

本町の課題は、公債費比率が高いということが指摘されております。この比率を見ますと、平成20年度で11.3%、21年度10.5%、22年度10.9%で、前年度に比べ0.4ポイントの増加となっておりますが、20年度よりは低下しているということであります。

地方債の残高は、特別会計を含め、20年度末で150億円、21年度末で158億円、22年度末で153億円と計上されております。

23年度の予算書によりますと、年度末見込みは、23年度の年度末見込みを約151億円として現在進展しておりますが、今回の第40号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）では、臨時財政対策債2億円の取りやめによる後年度負担の軽減、財政の健全化に向けての配慮がされたということで、評価をいたします。

なお、町民要望による必要な事業は、前向きに今後とも継続的に実施されるよう望んでおきます。

第4点目、個別事業についてであります。保育園の空調化、中学校の扇風機設置、さらに各種イベントなどの計画実行については、予定どおり推進をされ、結果を出したということではありますが、特に町長の公約でありました事業仕分けについては、22年度から企画・計画でありまして、これに従いまして、当初の目的であった事業の見える化、職員の意識改革に向けて、ことしの7月に実施に至り、成功したものと評価しております。

どんな事業も、長所・短所というものはあらわれると思いますが、各種事業のあり方については、仕分け人の意見を住民目線として事業仕分け委員会提言書による新たな気づきの成果として、今後の事業展開を期待します。

最後に、持続可能なまちづくりを目指した行財政運営を評価いたします。

なお、第9次幸田町行政改革大綱に示されております三つの視点に対してさらなる取り組みと実施成果を期待して、賛成討論を終わります。

以上です。

[15番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第34号議案 幸田町税条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 蒲郡市幸田町衛生組合規約の一部変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 工事の請負契約について（舗装新設工事第23-2工区）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 財産の取得について（コミュニティバス）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成22年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成22年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成22年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成22年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第10号 平成22年度幸田町水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第10号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第3号は、採択することに決しました。

次に、陳情第4号 議場に国旗町旗掲揚を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第4号は、採択することに決しました。

日程第 3

○議長（池田久男君） 日程第 3、議員提出議案第 5 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9 番、水野千代子君。

〔9 番 水野千代子君 登壇〕

○9 番（水野千代子君） 議員提出議案第 5 号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出について。

幸田町議会会議規則第 14 条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成 23 年 9 月 30 日

提出者	幸田町議会議員	水野千代子
賛成者	幸田町議会議員	中根 久治
〃	〃	杉浦あきら
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	大嶽 弘

提案理由

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める必要があるからである。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度より小学校第 1 学年における 35 人以下学級編制の法制度化がされたが、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、今後、小学校第 2 学年以上における 35 人以下学級の実現を含めた定数改善計画の早期実施が不可欠である。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでも、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を 2 分の 1 へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成 24 年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 30 日

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 宛

以上でございます。

[9 番 水野千代子君 降壇]

○議長 (池田久男君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案 1 件について質疑を行います。
議員提出議案第 5 号について質疑を許します。

1 3 番、丸山君。

○13番 (丸山千代子君) 文書表現について、若干質問をいたします。

この意見書 (案) でございますけれども、中段から下のほうでございますが、「子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり」というふうになっておりますけれども、憲法上の要請というのは、若干、表現が、要請なのか、ちょっとその辺が疑問を感じますが、これは「憲法に規定されている」というふうにやはり限定をしたほうがいいのではないかというふうに思いますが、その辺では、提案者側にはそうした議論というものはないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 (池田久男君) 9 番、水野君。

[9 番 水野千代子君 登壇]

○9 番 (水野千代子君) 意見書 (案) でございますが、今、議員が言われたところの部分での質問等はございませんでした。

以上です。

[9 番 水野千代子君 降壇]

○議長 (池田久男君) 1 3 番、丸山君。

○13番 (丸山千代子君) 意見書の案文は、議員の発議によってつくられるわけでございますので、そうした点からすれば、やはりより一層合意の中に基づいてやるべきだというふうに思いますが、私はこの文案が若干ぼやけるのではないかというふうに思いますが、やはり、「憲法に規定されている」というふうにやったほうがいいのではないかというふうに思いますが、その辺はいかがかということでもあります。

○議長 (池田久男君) 9 番、水野君。

[9 番 水野千代子君 登壇]

○9 番 (水野千代子君) この意見書でございますが、先ほど答弁させていただきました。委員会の中では、そのような文言の訂正等はございませんでした。それで、賛成をさせていただきます。

以上です。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもまともな答弁がされておらんというふうに思います。

ぶっちゃけた話、この意見書の素案の出所がどうであれ、会議規則に従った形で議員の提出がされている。その提出者というのは、水野千代子議員ということであります。したがって、提出者はどういうふうにこの問題を理解するのか、委員会で審議があったかなかったかということをお尋ねしとるわけじゃない。

本会議から委員会に付託をされた案件について、委員会でどう審議されたかというのは、それはありましよう。しかし、委員会で発議をされて、議論をされた。その発議者があなたなんです。あなたがそのことについてまともに答えないというのは、意見書案文を提出した者の責任が果たされていない。

つまり、出所がどこであれ、その内容をそれぞれコピーした内容で、あとは必要な字句と提出者と賛成者の名前を書いただけだよと、様式を整えたよというだけの話で、私はそれじゃあきちっと今の質問も含めて、提出ですから、提出者としてどういうふうにこの問題をとらえておられるのか、こういう観点で説明・答弁がなければ、私はほかから出てきたやつをコピーした内容でございまして、言ってみればリモコンですよと、こういうことじゃ何ともならんわけなんで、きちっと答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 今の文言でございますが、先ほどの議員は「憲法上の要請と言うよりも憲法で規定されたという言葉がいいのではないか」ということでございましたし、今の伊藤議員は「そのままコピーではないか」という御意見でございましたが、私も別にこの意見書のこの文言についての取り合っこのこういうふうにしたほうがいいというあれはございません。私は「憲法上の要請であり」ということで理解をいたしますし、このような意見書を出していきたいというふうに理解したものですから、先ほどの答弁となったものでございます。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 提出者がそういう考えだからこそ、それは提出されたわけなんで、提出された意見書の案文について、要請という言葉が適切かどうかという点からいけば、憲法で規定された内容をきちっとやったほうが、その位置づけとしてはふさわしいんじゃないかということを申し上げているわけです。私が言ったことを何もあなたが解釈していただかなくても結構です。提出者としてどういうふうに憲法上の問題を解釈しとるのかと、こういうことなので、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 提出者としてどのような解釈と言われましたが、私はこのような憲法上の要請ということで十分理解をいたしますし、この言葉で提出をさせていただきたいと、そのことに尽きるというふうに思っております。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

以上で、議員提出議案第5号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま、議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、総務委員会委員長及び産業建設委員会委員長並びに文教福祉委員会委員長から各員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成23年9月1日に招集された第3回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分

○議長(池田久男君) 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成23年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る9月1日から本日までの30日間にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分留意をいたし、今後の行政執行の面に生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

特に、平成22年度の決算は、1年間の行政活動の総決算であり、議員各位からの御指摘・御意見等を真摯に受けとめ、次年度以降に生かしてまいる所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容でございました。その都度、答弁をさせていただきましたが、答弁時間が不足して御迷惑をおかけしたことを深く反省をいたしております。

質問者皆様の意見を今後の町政推進に大いに生かしてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきます。

まず第1点でございます。日本各地に被害をもたらしました台風15号につきましては、幸田町におきましても大変多い降雨が予想されましたので、役場全職員への招集である第3非常配備体制をとり、対応をとりました。幸田町における被害としましては、別紙にお配りいたしましたとおりでございますが、床上浸水9棟、床下浸水2棟の被害でございました。

なお、さきの台風12号被害の確定資料もお配りさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

台風12号につきましては、町の総合防災訓練と重なり、総合防災訓練は中止となりましたが、各地域においては地区単位で防災訓練の取り組みを行っていただいているところでございます。

今後も、町といたしましても、災害への迅速な対応ができるよう、絶えず計画や体制の見直しを行ってまいります。

続きまして、第2点目でございます。庁舎の外壁防水工事についてでございます。

庁舎の外壁防水工事につきましては、当初、10月7日までの工事予定でございましたが、当初見込みよりも傷みが激しく防水工事に時間がかかることとなり、12月16日に完成予定となりました。町民の皆様には庁舎をより長く快適にお使いいただくための工事でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

第3点目でございます。5月16日から実施してまいりましたクールビズの期限を9月30日から10月15日まで延長いたします。これにより、引き続き町としましても環境意識の向上に努めたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

さて、平成24年度の予算の編成準備時期に入ってまいりましたが、大きな継続事業や解決しなければならない問題や課題も山積いたしております。我慢するところは我慢しながら、緊急度・重要度をしんしゃくしながら、少しでも町民の要望におこたえできますよう最大限の努力を払ってまいる所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

また、これから秋の深まりとともにスポーツと文化のシーズンを迎え、計画をしております町民大運動会、文化祭、産業まつり等、各種イベント、諸行事も控えております。議員各位におかれましては何かと御多用とは存じますが、御出席いただきますようお願いいたします。

また、日増しに寒くなってまいります。体調管理にはくれぐれも留意され、町政発展のため御活躍あらんことを心からお祈りを申し上げ、閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

第56回町民大運動会が10月23日日曜日午前8時30分から幸田中央公園において開催されます。議員参加種目もありますので、御参加をお願いします。スポーツ委員の方は、御足労ですが、取りまとめ等、よろしくをお願いします。

なお、当日出席できない方は、弁当の準備の關係がありますので、事前にスポーツ委

員まで御連絡をお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年9月30日

議 長 池 田 久 男

議 員 酒 向 弘 康

議 員 水 野 千 代 子